

# 平成 28 年度事業報告書

公益社団法人 JAPAN of ASIA

## 平成 28 年度事業報告

### 1 はじめに

公益社団法人 JAPAN of ASIA（以下「当法人」）は、平成 28 年 8 月 31 日に内閣総理大臣の指定を受け、我が国とアジア各国の人材を通じての相互理解に趣を置き、国際相互理解の促進及び、開発途上にある海外の地域に対する経済協力を目的とする事業を進めてまいりました。当法人で公益事業として運営をしている、外国人技能実習制度における法的保護講習を受講する、講習センター(以下「当講習センター」)の運営を通じて国内外を問わず、各種企業や組合等の監理団体等、行政機関や各種関係者の皆様方と関係を深める事ができました。さらに地域のボランティア団体の協力を頂き、地域活動に参加する機会を得られた事は、国際交流を深める上でも重要となる、地域理解が進んでいると当法人では認識しており、異文化交流を基礎になるととらえており、当法人と当講習センターが地域一員として認められたと考え、実績の一つを築く事ができたと思います。一般社団法人時期より当講習センターを活用した実習生の出身国も中華人民共和国（以下「中国」）モンゴル人民共和国（以下「モンゴル」）ベトナム社会主義共和国（以下「ベトナム」）タイ王国（以下「タイ」）フィリピン共和国（以下「フィリピン」）カンボジア王国（以下「カンボジア」）ミャンマー連邦共和国（以下「ミャンマー」）インドネシア共和国（以下「インドネシア」）と、8カ国を超えました。当講習センターの利用者数も一般社団法人から本年 2 月末まで約 2,000 名の実習生を輩出してまいりました。当講習センターにて法的保護講習や各種講習を受講したすべての実習生が、我が国で安心して技能を学び生活ができる様、講習内容の充実に努めてまいりました。公益法人の指定を受けたことで、公益として当講習センターの全体的なスキルアップを図り、外国人技能実習制度を通じての国際交流に貢献をしたいと思います。その為にも当講習センターでの講習の密度を上げるべく、法的保護講習の講師を弁護士に依頼、日本語講師による日本語教育を日常生活等で実用的な日本語を含めるなど、実践的な内容を取り入れるなど致しました。また、専門分野を専門の職員や講師に依頼し講習内容の充足を進めました。さらに、実習生が日本の生活に不自由が生じない様、日本の文化風習について密度の濃い講習を行い、日常生活に近い形で買い物講習や公共交通の利用やマナーについても講習を実施しております。その上で専門分野の講師として、四街道警察署の協力をいただき警察官による防犯指導、消防関係者による防火・防災知識の向上を図るべく、自主防災の指導等を実施しております。実習生がトラブルに巻きこまれない様、また失踪防止を含めてトラブル防止と、間違った方向に進まない様、当講習センターで実施するすべての講習内容の充足に向け、努力を進めております。

現在、我が国では少子高齢化社会により国内の人材不足による企業の海外進出が進んでおります。また、近隣の諸外国のニーズとして我が国の技術と、我が国のニーズとして人材がマッチングしており、諸外国との新たな関係の形として、高度人材と外国人技能実習制度への注目とニーズが高まっております。今後さらに実習生の増加が予測されており、厚生労働省によると、2016 年 10 月末時点の外国人労働者数が 100 万人を突破し、108 万 3769 人になりました。前年比で 19.4%増加しています。在留資格別によると、留学生 20 万 9657 人で前年比 25%増、専門・技術職で働く人は 20 万 994 人で 20.1%増、技能実習生が 21 万 1108 人で 25.4%増となっております。少子高齢化社会において労働力の確保が外国人材にシフトしている事が伺えます。さらに本年 3 月より高度人材ポイント制が導入されることにより、海外の優秀な人材が我が国の経済に貢献される事が見込まれます。その

中で外国人技能実習制度に係る期待は大きく、新規職種に「介護」や含まれる予定であります。また外国人技能実習制度ではないのですが、国家戦略特区の指定区域外で「農業」に外国人材が含まれるとも話題になっております。現在、生産年齢人口が減少している地域や、人材が不足している職種では外国人材に注目が集まっております。特に福祉分野においては、平成 29 年に外国人技能実習制度に「介護職」が含まれることが決定しております。我が国が抱える高齢化問題において、技能実習制度への期待が大きいことがうかがい知れます。介護職が技能実習制度に含まれる事を含め、我が国の介護事業者の期待は大きく、アジア各国の若者からは福祉職を目指し、留学や就職の機会が増えることに希望を持つ人が増えることが予測されます。今後、技能実習制度での介護職への期待が広がっております。また当法人へも、企業や各種団体などから介護職へ対応ができるよう、当講習センターへの機能拡充や、新たな事業拡大を要望する声が届いており、実施に向けた検討と準備を進めております。また、当法人では事業を通じて得たネットワークや知識、経験を活用し、国際人材交流と国際貢献を進めたいと考えております。

## 2 事業の概要

### 実態調査について

公益認定後より平成 28 年度 2 月末時点までに、当講習センターを利用した実習生 1,120 名であり、うちベトナム 657 名、タイ 4 名、中国 415 名、フィリピン 14 名、インドネシア 4 名、モンゴル 15 名、カンボジア 11 名となっており、7 カ国からの受入れを致しました。近年はベトナムからの実習生が増加傾向であり、今後も継続してベトナム人技能実習生が増加する事が見込まれております。そこで当法人では、ベトナム語に対応するスタッフを増員するなど対応の強化を図りました。ベトナム語対応スタッフを増員した要因の一つに、実習生が受入れ企業に配属されたのち実習に集中できるよう、当講習センターでの講習内容の密度を上げ、充足を図る必要があると考えた結果の増員を致しました。同様に、中国語対応のスタッフやボランティアの協力を頂き、講習の内容を深める努力を進めております。当講習センターでは法定講習と同様に、実習や生活をする上で必要となるスキルの向上を重要と考えております。我が国の社会環境やインフラと言った社会情勢を考慮した実りのある講習も重要であると考え、講習内容も日本語教育も含め「実習生が理解しやすい講習」と「日常生活で困らない講習」を目標として、講習に取り組んでおります。また、当法人で講習内容の充足を急ぐ理由の一つに、近年社会問題となっている実習生の失踪問題があります。当法人としても何らかの対応ができないか協議をした結果、講習センターでの講習等を通じて失踪問題に取り組む事ができると考え、実習生や受入れ企業の目線で問題を把握し、講習に取り入れる事で失踪の防止に役立てると活動を実施し、継続して進めております。調査を実施するにあたり、ベトナム人の元技能実習生の経験を聞きました。話のなかで双方の語学力不足によりコミュニケーションが取れず、相互理解を得る事が難しい事が最大の問題であり、そのためお互いが文化風習の違いを正しく理解できず、溝を埋められない事から問題に発展する話を伺いました。受入れる側と実習生双方が語学を含めた異文化についての勉強不足が大きな問題であり、これらの問題について相談できる場所が無い事も課題であるなど、貴重な意見を聞きました。そこで、当法人では実習生が直面するであろう課題や問題、また受け入れる側としても直面する事が想定される問題と課題について、現場からの声を直接聞き、研究分析をする必要があると考え、調査を実施致しました。当事者の声を聞くべく、当法人が関係する受入れ企業や監理団体、送り出し機関などを中心に、聞き取り方式で多くの声を聞くことができました。特に実習生や受入れ企業、監理団体から直接意見を聞き取れたことは、大きな収穫となっております。調査を実施した結果、元実習生の意見の通り言葉の壁と文化の壁が最大の障壁となる事が判明しました。実習生が配属先となる実習先での問題として、「何で注意をされたかわからない？」

「何がいけないのか理解できない？」と、言った悩みを抱えている方が多くいる事がわかりました。実習先で同じ国の先輩実習生がいれば、教えてもらう事や相談をする事ができ問題解決ができます。しかし、建設現場等の危険が伴う職種では生命に係わる事もあり、上司や関係者からきつく言われ、理由や内容を正しく理解できずに悩んだまま、誰にも相談できずにいる実習生も居ると聞きました。受入れ企業も安全衛生の観点からも、正しく理解をして注意を払ってもらいたいと言う意見もききました。そのため受け入れる側の企業からは、「実習生によって日本語能力に差がありすぎる」と、言った意見が多くよせられました。日本語スキル習得には個々の能力がありますが、送り出し機関によっても大きなひらきがある事が浮き彫りとなりました。さらに日本語講師のスキルによっても開きがあります。同時にカリキュラムとしての日本の文化や風習、マナー等の実習生が日本での生活に必要なスキルについても、送り出し機関により差がありました。現時点では、当法人と送り出し機関が直接係わる事が少ないため、改善案等を直接伝えて、実施状況を確認する事ができません。本来ならば連携を密にし、身に着けるべきスキームについて不足箇所を伝える事が重要だと思います。しかし、現状では監理団体を通じて送り出し機関へ改善をお願いをする事しかできません。当法人と関係性の深い送り出し機関なら良いのですが、やはり意見を言える立場からの発言が必要だと感じ、監理団体の登録を検討しております。また、現時点での調査結果として、問題の根本的な部分がコミュニケーションであり、日本語スキルの不足が大きいと言えます。文化風習の違いからくる考え方の相違も、双方の語学力の不足により相互理解するまでの説明や理解ができない事も大きな課題となっております。特に問題解決をする為に必要な語学力が不足しているため、十分な説明ができず、問題が解決しないまま次の問題へとつながる、負のルーチンに陥ってしまいます。結果として文化の違いを超える事ができず、実習生が実習先を放棄して失踪に繋がる事も要因の一つと考えられます。むろん失踪の原因は多岐にわたると考えられますが、当法人としても失踪の減少に貢献するべく、問題解決に向けた努力をする必要があると考えております。

## ①外国人技能実習制度における実態調査の調査研究報告

### 記

#### I 実施の目的

外国人技能実習制度を活用している監理団体、受入れ企業と実習生、送り出し機関が、どのような問題や悩みを抱えているのかを直接聞き取りによる調査を実施。対象は当法人に関係のある企業や団体とし、特に当講習センターを利用する監理団体、受入れ企業や送り出し機関に重点を置き、聞き取り方式によるものとする。結果については当講習センターでの講習に反映させることを目的とするものとする。また、すでに配属先へ赴任している実習生へは、監理団体の協力を得て巡回時に当法人スタッフが同席して実習生から直接聞き取りを実施した。

#### II 質問形式

今回の調査については、ペーパーや面接形式での質疑ではなく、日常会話の中から問題や課題を聞き出す事としました。形式的な質問では問題の本質が出てこないと考え、専従の当法人スタッフが、日常会話から得た情報を集積し分析する事としました。

#### III 実施期間

平成 28 年 9 月～継続中（不定期に実施）

#### IV 調査内容

実習生・企業や監理団体・送り出し機関に統一聞き取りをした内容は、「何か問題がありますか?」「悩みがありますか?」「気になっている事はありますか?」の3点に主眼を置き、話を聞きました。どの団体も結共通する意見が多くありました。

##### (ア) 送り出し機関

- ・機関により講習内容に差がある
- ・日本語教えるスタッフにバラツキがある
- ・個々のスキル合わせた日本語教育が難しい
- ・外国(母国)で日本の文化風習を教えるのは限界がある

##### (イ) 監理団体

- ・送り出し機関での講習内容まで把握する事が難しい
- ・書類では個々のスキルまで把握することが難しい
- ・来日して受入れ企業と実習生がどの程度マッチするのかわからない
- ・巡回でも、本心を聞くことが難しい

##### (ウ) 受入れ企業

- ・受け入れるまで実習生の語学力等がわからない
- ・実習生の日本語スキルにバラツキがありすぎる
- ・実習生とどのように距離を詰めて良いのかわからない
- ・「わかりました」と答えるが解っていない事が多い

##### (エ) 実習生

- ・配属先の情報(気候や風習等)が少ないから不安
- ・実習先で怒られる事があるが、理由が判らない
- ・相談をする相手がいない
- ・実習が忙しくて日本語が覚えられない

#### V 調査結果と課題

聞き取りを進めるうち、問題の根本が語学力である事が浮き彫りとなりました。受け入れ側と実習生双方の語学力不足によるコミュニケーション不足が大きな問題に発展する事もあります。調査の中で、語学力が高い実習生を通じて相談し、問題が解決できた言う話も聞きました。また、同じ出身国でも地域による文化風習の違いがあり、同国の実習生間でも異なる問題が発生する事を知りました。一例として、農村部出身の方が実習先で野鳥を捕獲しようとして怒られたが、なんで怒られたか理解ができなかったそうです。彼の出身地域では、ごく当たり前の事でしたが、都市部の実習生を受け入れていた企業では想像していない問題だったとの話を伺いました。実習生に限らず、異文化で日常生活を送る事は様々な問題に直面致します。しかし、言葉が通じないと問題を正しく理解をすることができず、解決をする事ができません。受け入れる側としても語学を学び、異国の文化を学ぶべきだと感じました。当講習センターとしても日本語講習と合わせ、日本の文化風習やマナー・ルールを日常生活で、必要な知識を重点的に学ばせる機会を増やすべきだと考えました。また、当講習センターでの講習期間だけでは限界があるため、送り出し機関の講習の充実が不可欠であり、当講習センターと連携を取って必要なスキルと、講習内容について連携を必要があると考えます。その為には、当法人が監理団体としても活動をする必要

があります。監理団体として実習生が母国での研修を受けているのか、不足しているスキルがあるのかを把握し、送り出し機関へも直接的な注意を促す事ができます。同時に当講習センターとしても、調査結果のすべてを講習にフィードバックをする事は難しく、多くの課題の中から、確立性の高い問題について対応策を口頭にて講習をする事しかできません。実習生の中には失踪が違法行為であるという認識が低い方もおり、法定講習の中で失踪が法令違反である事について、講師に説明をして頂いております。ですが、送り出し機関によって日本語スキルや日本の文化風習への認識度、マナーやルールについての教育や説明にバラツキがあります。著しく教育スキルの低い送り出し機関へは当法人から監理団体へ報告しておりますが、正しく伝わり事も多く、改善がされない場合もあります。そこで、当方法人としても送り出し機関へ直接訪れ、改善策を促すと共に、日本語教育等を含めた教育や講習について相談をする必要があると考えており、複数実施しております。

今後、技能実習生が増加する事が見込まれる事から、継続して調査を進めます。調査の中で緊急性の高い問題については各機関と連携を取り対応し、また講習の中でも問題への対応策などを実習生に伝えてゆきます。さらに新たな取り組みとして、送り出し機関との連携を取るべく、監理団体登録を視野に置いて活動を進める必要があると考えており、調査研究を進めます。

#### 講習内容について

当法人は調査研究を踏まえ当講習センターを利用する実習生には、語学は基より母国との文化風習の違いを含めた、講習内容の充実を図るべきだと考えました。そこで、当講習センターでの講習を抜本から見直し、限られた期間内ではありますが、実りの多い講習をするべきだと様々な取りくむことに致しました。まず座学と合わせ、日常生活を通じて日本の文化や風習を含めた、マナーやルールを肌で学べるよう工夫をいたしました。具体的な取り組みとして専門職員による講習内容の充実と合わせて、日常生活における買い物等の外出時に交通ルール含めたルールやマナーの指導を実施する取組を進めております。座学による講習については専門家による講義をはじめ、専門職による講習内容の機能強化につとめました。まず、法定保護講習の講師を現役の弁護士に依頼し、当講習センターで実習生に向け、彼らが我が国での生活において不自由や不当な扱いを受けない様、講習内容もわかりやすく講義をして頂いております。また、それぞれの出身国に合わせた通訳を配置しわかりやすく理解をしてもらえる様に配慮し、入管法、労働基準法、不正行為への対応方法その他技能実習生の法的保護に関する情報の講義を、当講習センターに在籍したすべての実習生に受講させております。今後とも講習センターの利便性向上と、講習内容等を含めた機能強化に取り組んでゆきます。また地域との交流を深める事とあわせて、日本のマナーやルールについて重点的に学ぶ取り組みを進めております。当法人スタッフが同行して当講習センター周辺地域で、買い物講習を積極的に実施しております。買い物講習を通じて、実習生が日本で生活をする上で必要となる、交通法規やルールを含めた、公共交通機関の利用方法やマナー、コンビニエンスストアやスーパーなどの店舗でのマナーなど、体験を通じて正しく理解してもらえる様、当講習センター内の講習と合わせて実地を取り入れております。また、当講習センターでから外に出て活動をする事と合わせ、地域での交流活動に繋がれると考え、四街道市内外の様々な活動に広がるよう取り組んでおります。そして、実習生が文化や風習の違いからトラブルにならないよう、マナーやルールについても講習センター内での生活から体験をし、正しく理解してもらえるよう取り組んでおります。出身国により文化や風習が異なる事から、実習生と受入れ企業者や団体とトラブルになる事が多くあります。相互理解をすることが必要ですが、実習現場によっては事故に繋がる事もあり、注意された理由がわからず双方の信頼関係が壊れてしまう事もあります。実習生を受け入れる側で、異文化について理解を深めてもらう事も重要ですが、実習生に正しく日本の文化や風習・ルールを理解してもらう事が重要だと当法人では

考えております。そこで実習先で多く発生しているトラブルの原因を調査し、当講習センターで講習期間内に実習生へ説明と、体験を通じて理解をしてもらえるよう、講習の内容を含めてカリキュラムを構成しております。そのトラブルの一例として、時間を守らない事が原因となり、大きなトラブルに発展するケースがあります。受入れ企業や団体からも時間を守るように指導をして欲しいと要望を受けております。ですが、出身地域や文化の違いで「なぜ時間を守る必要があるのか？」と、理解を得るために時間がかかる場合もあります。そのため、当講習センターでは日常生活から時間厳守について指導しております。起床時間の厳守は基より、食事や休憩時間の厳守も含めて、講義でも日本の文化風習として時間が如何に大切かを教えております。その上で、喫煙や飲酒については特に注意を払っております。我が国を含めて多くの国で、喫煙問題が取り上げられております。ですが東南アジアの国々では、それぞれに喫煙のマナーやルールが異なっている事から、実習期間内は日本でのルールやマナーを正しく理解し、法令を遵守してもらいマナーを守ってもらう必要があります。当講習センターでは、安全面や健康上の観点から、当講習センター在籍中については、飲酒・喫煙について時間や場所を限定して、楽しんでもらっております。無論、当講習センターの入所時に、本人から同意を得て喫煙・飲酒の時間や場所の制限をしており、集団生活をして頂いております。また、日常生活において文化や風習の違いから、屋外で騒ぐ行為や深夜に大きな声で話すなどの、法令違反にならないマナーの部分や社会通念上のルールについても、当講習センターで講習を実施して通じております。実習生が我が国で生活をする上で、近隣住民や地域から理解して受け入れてもらい、安心して生活が送れるよう、母国と日本の文化や生活習慣の違いを認識してもらう機会を作り、座学と合わせて生活から得る事で、理解力が増すと当講習センターでは考えております。また座学による講習では難しいと思われる、日常生活でのやりとりについては、その都度体験させる機会を設けて、指導しております。一例として、他人の郵便物や宅配物を勝手に開封しない事。などのマナーや、他人の物を無断で勝手に使用しない事。などのルールも当法人のスタッフが禁止の理由を含めて指導を実施しております。以前より当法人では、実習先で理由がわからないまま、怒られて悩んでしまう話を多くの実習生から聞いております。そこで、各国の送り出し機関へ文化や風習について、講習内容の充実を図るよう、お願いをしております。しかし送り出し機関によって、教育内容に差があり、実習生の中には日本に来るまで基本的ルールやマナーを知らなかった人も多くおります。語学等を含めて学習能力は個々によって様々であり、現地の大学を卒業した者や教育を受けて来なかった者など、実習生は多種多様です。そのため、送り出し機関での派遣前講習で、一定の水準まで引き上げる事が前提となっておりますが、送り出し機関によって大きなひらきがあり、同じ送り出し機関内でも差があります。実際に語学スキルの低い実習生をスキルアップもせず、そのまま送り出し機関が送り出す事もあります。現在当法人では、役員やスタッフが定期的に送り出し機関の国に赴き、講習の内容や状況の視察、調査をしております。しかし、監理団体としての活動をしていない為、送り出し機関へ講習の充足をお願いすることしかできません。そこで監理団体と協議し、送り出し機関での教育の充実をするよう、注意指導しております。語学や文化風習等について規約で定めた時間を充たしていない場合はもとより、ずさんな指導や教育をしている送り出し機関については監理団体を通じて指導をし、改善がなされない場合は監理団体と協議の上、当講習センターのお断りする場合があります。当講習センターとしては、実習生が安心して実習ができるよう、我が国の言葉や文化、風習について講習を通じて学んで頂けるよう、努力をしております。その為、①の調査を踏まえて、時代や情勢に適した本当に必要な講習の実施を心掛けております。

## ②講習内容の改善と実施について

### 記

#### I 実施の目的

①の調査報告を踏まえて、当講習センターで講習の講習内容をより実践的なものにする必要性を感じ、実施する事とした。専門性の高い講習は専門家や関係者に依頼し、より専門的な講習を受けられるようにする。講習の内容も実習生が派遣先で安心して実習が受けられる様、日常生活で必要となると考えられる案件を想定し、座学以外でも体験を通じて学べる機会を設ける事を目的に実施する。また、日本語スキルの低い実習生が少しでも学べるよう、スタッフと話しをしやすい環境を整える。

#### II 実施内容

実習生が日常生活において必要となる事案や事柄を想定し、当講習センターに入所時から講習や体験を通じて理解ができるよう、講習センター内に図柄入りの貼紙を掲示するなど、日常生活からも学べるよう工夫をした。法的保護講習の講師を弁護士に依頼し、防火防災については元消防職員、防犯や交通ルールについては四街道警察署に依頼するなど、講習も専門家の見地から、実習生にわかりやすく講義をしていただいております。既存の日本語講習も継続して実施いたしますが、講習の内容についても充実はかるべく、社会生活に必要な日本語についても講習の中に取り入れるなどの取組を実施。多国籍の実習生に対応できる通訳等の人員配置とあわせ、実習生が語学や文化風習についてスタッフに相談しやすい環境整備をするべく、スタッフから日本語で声掛けを実施しております。

##### 1 講師の専門職化

- ・法的保護講習の講師を弁護士に依頼
- ・防火防災・緊急対応を基消防職員に依頼
- ・安全・防犯を四街道警察署に依頼
- ・通訳の強化 法的保護講習等の通訳を出身国別の通訳を依頼

##### 2 講習内容の充足

##### ○取り組むべき主要課題

- ・時間をまもる事の重要性について説明
  - ・ゴミの分別方法の理解を深める為の簡易講習と図による啓発
  - ・買い物や公共の場でのマナーについて説明
  - ・近隣マナー講習と社会生活のルールについて説明
- ア) 講習による説明（理由や罰則がある事を説明）
- ・騒ぐ行為は時間や環境によって屋外や屋内でも迷惑になる
  - ・ゴミを分別して指定の方法で指定の場所に指定時間までに捨てる
  - ・ポイ捨て行為や路上を含めて屋外にゴミを捨てない
  - ・廃棄してあると思われる物でも勝手に拾得しない
  - ・公共交通機関では列に並ぶ
  - ・エスカレーターは左に寄る（関西は右）
  - ・電車を含めて乗降時は下車する人が優先
  - ・公共交通機関内や病院は携帯電話の通話は禁止



- ・喫煙は指定の場所以外は禁止
- ・飲酒・喫煙は20歳以上
- ・車・バイクの無免許運転は禁止
- ・失踪の禁止

イ) 実地による講習

- ・公共交通機関の利用法
- ・郵便物や宅配便の使用法や出し方
- ・買い物時の列の並び方や買い物時のマナー
- ・交通ルール
- ・防災訓練（消火器の使用方法や避難方法）
- ・防犯指導（四街道警察署の協力による）

○知っている方がよい文化風習やルール

ア) 地域活動（実施されていれば講習として参加）

- ・地域の清掃活動
- ・お祭りなどのイベントの参加

イ) 実習先の会社等で開催される行事（日本の会社にある風習等）

○座学講習の中で説明

- ・入社式・社員旅行・忘年会等なのイベント
- ・重機や作業の資格試験や講習

### III 実施期間

平成28年11月～継続中

### IV 今後の展開

日本で実習生が日常生活をおくる上で、マナーやルールを遵守する事によって、近隣や地域、企業とのトラブル防止ができると当法人では考えております。人間関係がスムーズになる事により、相互理解が深まり個人から地域へ、最終的には両国の関係も良くなると信じ、外国人技能実習制度を通じて異文化交流が深まる事を望み、活動をつづけております。そこで当講習施設では1か月の講習期間といった限られた時間の中で、講習内容の密度を上げ「知らない」から「知っている」と理解を深めてもらい、実習生が正しく理解をしてもらえるよう、講習センターの運営に取り組んでおります。むろん実習生側にも努力をしてもう必要があります。しかし、実習生が実習生活でトラブルを未然に防止する事と合わせて、また問題を解決できる知識も身に付けてもらいたいと考えております。また、実習生が受入れ企業に馴染めるように、講習期間内に当講習センターで作業についての講習を希望する監理団体や企業からの要望も多くあります。当法人としても、実習生が少しでも早く馴染んでもらえる事を望んでおり、通訳等の環境が整った状況で実習を受ける事は良い事だと考え、協力をしております。しかし、人材や機材等の準備、作業場所の確保が難しく、すべてを実現する事が難しい状況です。今後ニーズの高い部分や実施が妥当と判断した場合については、関係各所からの協力を頂いて実施できるよう、検討を進めてゆきます。現在、当講習センターを利用している実習生のなかで、語学力や日本への知識に差がある事から、日本語講習を含めた講習についてどの基準に合わせて実施するのか講師が判断に悩む場合が多々あります。教室や講師に余裕が無い為、少数クラスの実施が難しく、当講習センターで密度の高い講習を実施しても、日本語スキルの低い方への説明をしながらでは予定時間を大幅に過ぎてしまい、本来の伝えるべき事が正しく理解できているのか確認がとれない事もあります。そこで送り出し機関と連携を取り、一定水準以上のス

キルを身に付けてもらい、未熟な場合は送り出し機関へ改善を求める必要があると考えております。しかし当法人は監理団体登録をしておらず、送り出し機関への改善要請や情報交換に深く踏み込めておりません。今後より密度の高い講習を実施する為にも、監理団体としての立場から送り出し機関へ意見を言えるよう、登録に向けて前向きに検討する必要がありますと思います。さらに講習についても、実習生に我が国の社会情勢等の情報についても、必要な情報については講習内容に盛り込んでゆきたいと考えております。外国人技能実習制度は、新機構当の稼働により大きく変化することも見込まれており、これらの情報についてもいち早く正確に把握し、実習生が把握すべき情報については、講習に盛り込んでいきます。特に失踪問題は大きな社会問題となっている事から、失踪の違法性とリスクなどを細かく説明し、失踪の防止につなげて行きたいと思っております。あわせて、地域の行事に積極的に参加し、座学では理解が難しい「近所付き合い」「生活でのマナー・ルール」についても、体験を通じて理解できるように積極的に参加いたします。また、実習生が持つ不安を改善するべく、講習の期間中の受入れ企業や監理団体からの訪問や実習訓練が実施できるように、取組んでゆきたいと考えております。実習生と受入れ側の関係性が少しでも早く構築される機会を設けられるよう取組んでゆきます。さらに、講習の内容についても社会情勢や環境をふまえ内容を精査し、実習生が実習に集中して取組めるよう、日常生活で必要される情報や知識をルールやマナーを含めて伝えてゆきたいと思っております。同時に、地域活動への参加を通じて、日本の風習や習慣を知ってもらえる機会を増やし、外国人技能実習制度について皆さんの理解を深め、国際交流へと繋げるべく更なる実習生への講習レベルの向上と講習環境の改善に努め、活動を進めます。

#### 国際交流について

外国人技能実習制度について、一般の方の認知度はあまり高いとは言えず、制度を正しく理解している方は少数です。また外国人材についても、活躍している場所が都市部や農村部によっても様々です。大都市では訪日外国観光客や飲食店等で留学生を含め、日常的に海外の方を見受けます。しかし、農村部や地方では海外の方を見受ける事も珍しく、インバウンド観光に繋げるべく、外国との関係性を模索している自治体も多くあります。そこで、当法人では今後の国際交流を深める上で、外国人技能実習制度を活用して人的交流につなげるべく、制度について認知度を向上させ、制度の啓発活動を進める必要があると考えております。また制度を活用する監理団体や企業の方々にも、正しい制度利用を促し、それぞれが良い関係の中で、実習中の日常生活などを通じて異文化を相互理解が深まる事を望んでおります。当法人としても当講習センターで培った知識や経験、ネットワークを活用して国際交流への取組を進めております。その中で、地域活動への参加も取組の一つとして考えており、四街道市内外のボランティア団体との交流会に当法人スタッフが参加するなど、草の根活動の取組を進めております。その結果、2016年5月25日・2016年6月29日に当講習センターで千葉市のボランティア団体をお招きして、第1回目の日本文化の交流会を開催する事ができました。折り紙指導や紙芝の実演、日本の文化風習を知る上で日本食の実演をしていただき、実習生を含めボランティア参加者から好評をいただき、次回に向けた調整を進めております。さらに外国人技能実習制度への啓発活動と、異文化交流を進める取組の一つとして、外国語サークルや無料外国語教室への参加を進めております。本年度は、当講習センターを利用する中国籍の実習生が一定数おります。当講習センターでは四街道市内に開設以降、市内の中国語サークルとの交流を重ねてまいりました。その結果、実習生とのコミュニケーションを図る一環として中国語ボランティア通訳をしたい旨の連絡を頂き、法定保護講習や講習時などに、サークル会員の方が当講習センターで、通訳を兼ねた語学勉強をして頂いております。当法人としても地域との交流を深め、相互理解を進める機会と捉え、積極的な参加を進めております。今後も地域の一員として実習生が地域活動を通じ、地域との交流が深まるよう活動を進めます。また、地域交流に

ついて関心を持っていただいた、当法人と関連のある企業の協力により、2016年11月26日(土曜日)に千葉県成田市内でウォーキング大会を開催致しました。実習生や成田市在住の方、企業からの参加者と実習生を含め40名での開催となりました。参加人員等の関係のより、当初の計画から予定を大幅に変更し「成田国際文化会館」をスタート地点とし、成田山新勝寺の公園や境内を回り参道散策する形で実施となり、実習生にとって異文化を知る機会となり、日本人参加者20名が参加をして頂き、散策を進めながら交流を深める事ができました。民間の交流を増やす活動と合わせて、今後、民間交流をスムーズに実施するべく行政と連動した動きが必要になる事から、高いレベルでの交流活動の支援を進めております。当法人は公益認定前の一般社団法人時よりアジア各国なかで、特にベトナムのハノイ市・ダナン市の行政と深い関係を築いておりました。公益法人に移行後も継続して、より良い関係を築いております。特にダナン市では、(2017年当時)外務局長ルオン・ミン・サム氏(以下「サム氏」、同局副局長マイダイ・ヒュー氏(以下「ヒュー氏」)から信頼を得て、ダナン市で開催されているダナン市主催の第2回日越交流フェスティバル(2015年)に参加するなど、確かな実績を重ねております。実績を重ねるなかで、日越交流フェスティバル開催の由来が、2014年7月にダナン国際空港と成田国際空港の直行便就航が始まりと言う話を伺い、ダナン市としては成田市に参加をして貰えるようにならないか?との相談を受けました。毎年、日越交流フェスティバルには多くの市民が参加しており、国際交流に協力をできればとの思いで、当法人の久米代表理事が主体となり、ヒュー氏からの強い要望を受け、2016年1月から成田市や成田市の各団体へ、ダナン市との交流振興を働きかけました。結果、2016年2月3日成田市議会議員有志がダナン市への訪問が実現する運びになり、ダナン行政センターにて外事局長と成田市議会議員の会談を皮切りに、同年3月17日ダナン市外事サム局長が成田市へ訪問、小泉成田市長、吉田副市長と会談を実施いたしました。行政間の交流を受け、同年6月28日成田商工会議所副会頭らがダナン市へ訪問、行政関係者との会談を実施、成田市経済関係者とダナン市の交流を深める事ができました。交流を積み重ねた結果、同年7月29日~31日にダナン市で開催された「第5回日越交流フェスティバル」に成田市が公式に初参加する運びとなりました。会場内に成田市ブースを開設、成田市商工課の職員の皆さんが成田市のパンレットを配布するなど成田市の観光と産業をPRし、多くの市民や参加者から関心を持たれておりました。同年11月19日~20日に成田市で開催された「成田市産業まつり」にダナン市が参加し、ダナンハイテクパーク管理委員会フン・タン・ヴィエト委員長をはじめダナン市新聞や企業関係者が参加し、開会式では成田市長と一緒に会談を致しました。当法人としてもダナン市のブースに人員を配置し、ダナン市との友好を深めるべく観光や産業のPR活動を支援しました。当法人が中間的な位置に立ち、メールや電話での通訳や翻訳の手伝い等、文化の違いによるスタンスのわだかまりを説明し、ダナン市・成田市の双方にお手伝いをいたしました。私共の働きを通じ、成田市とダナン市の友好が進む事は喜ばしい事であり、今後も継続して人的交流、経済交流、文化交流、行政間交流と支援を継続いたします。また、両市がそれぞれのイベントに参加して頂くにあたり、多くの皆様方の支援とご協力を頂いたことは、当法人としても貴重な経験と交流に幅に実績につながりました。現在も他市の議員を通じ、ダナン市とのパイプ役を依頼されております。今後も当法人のネットワークを駆使し、官民を問わず国際交流の架け橋となる事業も継続して取組みます。また、本年度に実施を予定していた交流会についてですが、在日ベトナム大使館のグエン・クオック・クオン大使(以下「ベトナム大使」)を2016年3月14日にダナン市外事局を通じてご紹介いただきました。日本のベトナム大使館で会談をする機会を頂き、会談を通じ当法人の活動や実績を評価いただき、今後の活動について協力を頂ける運びとなりました。久米代表理事と大使との会談の中で、今後のベトナムと我が国の親交を深める上で、より経済交流を進める為にも人的交流に注力をする意見で合致しました。また、ベトナムと日本との距離を縮めるべく、交流会開催の計画をしている旨を話し、大使からも交流会開催に向けた協力を頂く事ができました。現在、実施に向けた準備を進めておりますが、大使から会場をベト

ナム大使館で開催するのはどうか？との提案を頂き、ベトナム大使館と当法人で交流会開催に向けた話し合いを進めております。開催日時や内容については未定であります。当法人でも有識者に講演を依頼し、両国の経済の発展に寄与できる実りあるものにしたいと準備を進めております。

### ③国際貢献と交流について

## 記

### I 実施の目的

当法人が持つ知識、経験を含めたネットワークを駆使して、国際貢献と国際交流を官民間問わず寄与する事を目的とし、市民交流から企業交流、行政間交流まで幅広い支援と協力を進め、両国の発展につなげるべく活動を推進する。

### II 実施内容

#### 1) ダナン市と成田市の交流支援事業

##### 経緯

ダナン市が有するダナン国際空港から、我が国への定期直行便が成田国際空港へ就航し、ダナン市としても就航先である成田市との友好をするべく様々なアプローチを進めておりました。しかし効果的な行政間の交流までには発展せず、ダナン～成田就航記念として、開催した日越交流フェスティバルにも成田市からの参加が実現しておらず、今回当法人へ成田市とのコネクトを依頼されました。

またダナン市側からの要望として、ア) 関係性の構築（親書の受渡）、イ) 日越交流フェスティバルへの成田市の参加、ウ) 経済、文化、人的の交流、エ) 姉妹都市や友好都市の締結。と、最終的には都市間の交流を目指しており。今回、当法人としての実績として、イ) 日越交流フェスティバルへ成田市が正式に参加をする為の協力を致しました。

##### 実施状況

- ・平成 27 年 7 月 ダナン市ヒュー副局長からの要望を受ける
- ・平成 27 年 11 月 当法人内会議により関係各所を調査開始
- ・ ; 年 12 月 外部協力者とダナン市訪問
- ・平成 28 年 2 月 成田市議会有志によるダナン訪問
- ・ ; 年 3 月 ダナン市サム氏成田市表敬訪問
- ・ ; 年 6 月 成田商工会議所副会頭ダナン市訪問
- ・ ; 年 7 月 第 5 回日越交流フェスティバル 成田市初参加
- ・ ; 年 11 月 成田市産業まつり ダナン市初参加

##### 今後の展開

2017 年も 7 月に日越交流フェスティバルがダナン市で開催されます。そこで、成田市へも継続的な参加を呼びかけると共に、ダナン市、成田市が交流をできる環境を整備し、両市が当法人を介さずとも簡単にコミュニケーションが取れるよう、努力を致します。また、成田市以外の自治体でも、当法人の活動を知りダナン市との交流を考えている地方自治体があります。そこで、ダナン市との友好関係を結べるよう、今後調整を図り、双方にメリットのある関係性を構築できるよう幅広い見地

から国際貢献に繋がるよう、進めてまいります。

## 2) 地域交流事業について

### 目的

外国人技能実習制度の認知度を上げ、正しく制度を理解してもらうべく啓発活動の一環として、地域活動へ実習生の積極的な参加を進めております。当法人では地域活動に参加する事で、文化交流と相互理解を得る機会と位置付けております。また、地域活動を通じて実習生が日本の文化風習を理解してもらう貴重な機会と捉えており、さらに地域の方が身近に外国人を感じてもらう事で、相互理解に繋がっていきたくと考えています。当法人では地元自治体や当講習センターの近隣地域での清掃活動やお祭り等のイベントへの積極的な参加を進めるべく、企画準備を進めております。また、当講習センター付近での自主的な清掃活動などを適宜実施しております。今後も当法人が地域の一員として認められるように活動を進め、外国人技能実習制度への啓発と、国際貢献、国際交流につながる活動を継続してゆきます。

#### ア) 四街道市国際交流協会

- ・平成 28 年 9 月 四街道第 2 庁舎 初参加
- ・ ; 年 12 月 ; 参加  
(平成 29 年 11 月の産業まつり参加依頼)

#### イ) 成田市ウォーキング

- ・平成 28 年 11 月 16 日 成田市内

#### ウ) ボランティア団体交流会

- ・平成 28 年 5 月 25 日 文化交流会 折り紙教室・紙芝居
- ・ ; 年 6 月 29 日 文化交流会 日本食体験

#### エ) その他、月に 1 度 (不定期) の講習センター周辺の清掃活動 (ゴミ拾い等)

## III 実施期間

平成 27 年 9 月～継続中

## IV 今後の展開

当法人が公益社団法人として認可を受け、国際貢献を進めるにあたり公益としての重みと責任を感じております。その上で、より踏み込んだ形で我が国の発展を含めた国際貢献を考え、我が国が抱える少子高齢化による内需の衰退と地方の疲弊に、歯止めをかけるべく、外国人技能実習制度の活用と合わせて、外国人材の活用ができないものかと考えております。そこで調査を実施した結果、都心部や大都市部から離れるにつれ、海外の人材について高い壁があることが判明しました。そこで人的交流と合わせて、自治体の交流を進める事ができないかと、現在、地方自治体の議員と協議を進めております。それぞれの地域が主催するイベントに双方が参加、若しくはチラシや掲示板を活用した PR するなど、草の根ですが、少しずつ交流が進めば良いと考えております。その上で文化交流や人材交流につなげるべく、活動を進めます。また、今回、成田市とダナン市の両市で交流が進んだことは当法人としても大きな実績と自信に繋がりました。そして 1 年で関係性が終わらないように、引き続き関係を継続できる支援を致します。

## ④ポータルサイトの運営と情報発信について

### 記

#### I 実施の目的

当法人では外国人技能実習制度の啓発、制度の正しい運用と合わせてアジア各国との交流を深め、幅広い方々からの理解を深めてもらうべく、情報インフラを活用して情報を発信して行きたいと考えております。そこでインターネットを通じて、外国人技能実習制度について情報発信と交流ができるよう、WEB上のプラットフォームを構築する。

#### II 実施内容

当法人では、公益社団法人のホームページとは別に、外国人技能実習制度を中心にアジア各国の情報を集約発信ができるホームページ「アジプラ」を立ち上げました。「アジプラ」の公開に向けて、正確な情報を発信するべく情報収集と精査に時間を要し、本当に必要とされる情報を発信できるよう細心の注意をはかりました。また、公開にあたり「実習生に向けた情報」「監理団体に向けた情報」「受入れ企業に向けた情報」さらに「アジア各国の情報」「帰国した実習生の情報」と、それぞれが必要としている情報が多岐にわたる事から、見やすく掲示方法と個々が必要としている情報の取捨選択に時間が掛かりました。「アジプラ」では、個人情報に配慮した形で、実習生のインタビューを掲載しています。また、受入れ企業の社長にもご協力をお願いして、インタビューを掲載しました。これは①の情報収集から得た経験による物です。実習生、受入れ企業それぞれが関係性を構築するまで、配属に不安を持っております。そこで外国人技能実習制度を活用している方の生の声を聞くことで、不安の解消に役立て場良いと思い、インタビュー形式で掲載をいたしました。また掲載する内容についても、それぞれの立場から必要な情報を掲載してゆきます。

#### III 実施期間

平成 28 年 8 月～継続中（情報収集）

平成 28 年 11 月～継続中（掲載開始時期）

#### IV 掲載内容

「アジプラ」ではそれぞれの情報を細かく掲載する事と同様に、当法人に多く寄せられる質問について、わかりやすい説明を掲載する事を心がけており、外国人技能実習制度を知る上で必要となる、各国の簡単な説明を掲載しております。送り出し機関や組合等の住所や電話番号等の詳細な情報を掲載する事を目指して取組んでおります。

##### (ア) 組合情報

- ・自治体別の組合情報の掲載
- ・組合の住所等の掲載

##### (イ) 送り出し機関情報

- ・各国の言語や宗教などの簡単な説明
- ・認定送り出し機関の数
- ・送り出し機関の住所等の掲載

(ウ) 外国人技能実習制度についての情報

- ・制度についての説明
- ・その他、制度に関連した情報

(エ) 技能実習の受け入れについての情報

- ・よい組合の選定方法や組合の意味
- ・受け入れや募集の流れについての説明

(オ) Q&A

- ・実習生側からの Q&A
- ・受け入れ側からの Q&A

## V 掲載結果と今後

当法人では収益事業として、ポータルサイトの運営を計画しておりました。当初ではポータルサイトの持つ高い情報発信力と情報収集を感じ、専門のプログラムと選任のスタッフを配置して公開を致しておりました。しかし、膨大な情報を精査と合わせての外国人技能実習制度の制度改正や法令の改正など、選任スタッフでは対応が難しくなってきました。また、当法人のホームページの掲載内容とリンクする点も多いことから、収益事業としてのポータルサイトではなく、当法人の情報開示の一つとしてポータルサイトを活用する事も可能であると結論づけました。さらに、ポータルサイトで収益を上げることも難しく、公平な立場で幅広い情報発信をする視点からも当法人のホームページの一つとして「アジプラ」による情報発信をして行きます。ポータルサイトとしてのクオリティを上げながら、必要とされる情報を発信して行けるように誠意努力を致します。